

訂正とお詫び

下記の DVD 教材について、令和 7 年(2025 年)1 月 1 日より労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化に伴い、内容の一部に訂正の必要がございます。深くお詫び申し上げますとともに、以下のように訂正いたします。

■ 映像通信講座 衛生管理者 第二種

タイトル	該当時間	誤	正
Disc3 §5 関係法令 (有害業務以外)	04:04 ～ 04:47	総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、 所定の事項を電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長へ報告 しなければならない。
Disc3 §5 関係法令 (有害業務以外)	08:15 ～ 08:49	衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、 所定の事項を電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長へ報告 しなければならない。
Disc3 §5 関係法令 (有害業務以外)	50:25 ～ 50:41	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を 遅滞なく、所定の事項を電子情報処理組織を使用して 所轄労働基準監督署長へ報告 しなければならない。
Disc3 §5 関係法令 (有害業務以外)問題演習	1:37:04 ～ 1:37:41	(1) 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	(1) 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を 遅滞なく、所定の事項を電子情報処理組織を使用して 所轄労働基準監督署長へ報告 しなければならない。

以上